

## 大館市まちづくり団体事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市民団体が自主的に行う活力と魅力あるまちづくり活動及び地域コミュニティの基盤となる町内会等の活動に必要な備品の購入経費を支援し、市民参加によるまちづくりの推進に寄与するために交付する大館市まちづくり団体事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象団体)

第2条 補助の対象となる団体は、次の各号のいずれかに該当するもので、かつ、規約により組織、活動目的、役員構成、会費等が規定されている団体(以下「まちづくり団体」という。)とする。ただし、次条第1項第2号に規定する事業にあつては、第2号に掲げる団体に限り第7条の規定による補助金の交付申請をすることができる。

(1) 次条第1項第1号の事業を目的として組織され、活動する市民団体であつて、次の要件のいずれにも該当するものであること。

ア 市内に主たる活動拠点を置き、及び5人以上の構成員を有する団体であること。

イ 団体の目的が、営利活動、政治活動又は宗教活動を行うものでないこと。

ウ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。

エ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制の下にある団体でないこと。

(2) 市内の一定の区域に住所を有する市民により組織された町内会等(町内会、自治会又は常会若しくは町内会、自治会又は常会の集合組織をいう。以下同じ。)であること。

### (補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 活動事業 次のいずれかに該当する事業

ア 地域活性化を目的とした事業

イ 環境、教育、産業、福祉、文化等の向上を目的とした調査、研究、実践活動事業

ウ 地域連携の推進を目的とした事業

エ 市民協働を進めていくために必要と認める事業

オ その他地域住民の生活向上を目的とした事業

(2) 町内会等備品購入事業(1品あたり2万円以上の町内会等の活動に必要な備品(3年以上の使用及び保存に耐え得る物品をいう。)を購入する事業をいう。)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業から除くものとする。

(1) 他の市補助金の交付対象となる事業

(2) 主として視察、研修を目的とする事業

(3) 申請年度の3月15日までに完了しない事業

(4) その他補助することが適当でないと思われる事業

(事業費等)

第4条 補助金の対象事業費は、補助対象事業に係る経費であって、次に該当する費用は含まないものとする。

- (1) 活動事業に係る費用のうち、次に掲げる費用
  - ア 食糧費
  - イ 事務所を維持するための費用
  - ウ 経常的な事業に要する費用
  - エ 構成員に対する人件費、謝礼
  - オ 不動産の取得費用
  - カ 公租公課等の費用
  - キ その他補助することが適当でないと認められる費用
- (2) 町内会等備品購入事業に係る費用のうち、次に掲げる費用
  - ア 簡易物置以外の建築物の購入費用
  - イ 中古品の購入費用
  - ウ 車両の購入費用
  - エ 町内会に属する個人の世帯内に置かれるものの購入費用
  - オ その他補助することが適当でないと認められる費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 活動事業 補助金の対象事業費の2分の1以内の額とする。ただし、必要性が認められた場合には、3分の2以内の額とする。
  - (2) 町内会等備品購入事業 補助金の対象事業費の2分の1以内とする。ただし、町内会等の世帯数が30世帯以下の場合には、3分の2以内の額とする。
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、活動事業にあつては前条第1号に掲げる補助金の対象事業費に含まれない費用の合計額を超える事業収入がある場合の補助金の額は、総事業費から当該事業収入を差し引いた額の2分の1以内の額とする。ただし、必要性が認められた場合には、3分の2以内の額とする。
- 3 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
- (1) 活動事業 1事業につき50万円を上限とする。
  - (2) 町内会等備品購入事業 1事業につき10万円以上とし、30万円を上限とする。

(補助の制限)

第6条 補助の制限については、次の各号のとおりとする。

- (1) 活動事業 同一事業につき3回を限度とする。なお、団体名又は事業名が異なる場合においても、実質的に同じ団体又は事業と認められるときは同一事業とみなす。
- (2) 町内会等備品購入事業 町内会等が補助を受けた場合においては、補助を受けた年度の翌年度の4月1日から起算して3年度間は、当該町内会等は補助を受けることができない。ただし、補助を受けた年度において上限額に達しない場合にあつては、翌々年度までの間は上限額から既に補助を受けた額を控除した額の範囲内で、補助を行うことができる。

2 第8条の規定により補助金の交付決定を受けたまちづくり団体及びまちづくり団体の上部組織又は下部組織は、同一年度に次条の規定による補助金の交付申請をすることができない。ただし、市長が特に必要と認める場合については、この限りではない。

(補助金交付申請)

第7条 まちづくり団体が補助金の交付を受けようとするときは、市長が定める日までに次の書類を市長に提出しなければならない。

(1) 大館市まちづくり団体事業費補助金交付申請書(様式第1号)

(2) その他市長が必要と認めた書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の書類を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内で交付を決定するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、交付に当たって条件を付することができる。

3 市長は、交付を決定した団体(以下、「補助団体」という。)に対して、その決定内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を大館市まちづくり団体事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により速やかに通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助団体は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件等に不服があるときは、前条第3項の通知を受領した日から10日以内に大館市まちづくり団体事業費補助金交付申請取下書(様式第3号)により市長に対し申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助事業の遂行)

第10条 補助団体は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他本要綱の定めに従い、補助事業を遂行しなければならない。

(状況報告)

第11条 補助団体は、市長の要求があったときは、補助事業の実施状況を市長に報告しなければならない。

(補助事業計画の変更等)

第12条 補助団体は、補助事業の計画及び予算を変更(市長が認めた軽微な変更を除く。)又は補助事業を中止しようとする場合は、大館市まちづくり団体事業変更(中止)申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書類の提出があったときは、内容を審査し、必要があると認めた場合、第11条第1項の規定により補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定内容を変更することができる。

(概算払)

第13条 市長は、第8条に規定する交付決定後において、補助団体の申請に基づき、交付決定額の2分の1を限度として概算払することができる。

2 補助団体は、前項の規定により補助金の概算払の交付を受けようとするときは、大館市まちづくり団体事業費補助金概算払申請書(様式第5号)に請求書を添付して市長に提出

しなければならない。

(実績報告)

第14条 補助団体は、補助事業完了後1ヵ月以内と補助金の交付を受けた年度の3月15日のいずれか早い期日までに、大館市まちづくり団体事業実績報告書(様式第6号)に関する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第15条 市長は、前条の報告を受けたときは、書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、事業成果が交付決定した内容に適合していると認めるときは、交付すべき額を確定し、大館市まちづくり団体事業費補助金確定通知書(様式第7号)により、補助団体に通知するものとする。

(補助金交付決定の取消し等)

第16条 市長は、補助団体が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定内容を変更することができる。

- (1) 補助事業の全部又は一部を実施しなかったとき。
- (2) 補助事業の内容、収支に変更(市長が認めた軽微な変更を除く。)があったとき。
- (3) 補助金を他の目的に使用したとき。
- (4) 提出書類の記載事項に虚偽があったとき。
- (5) 事業の実施方法が不相当であるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定又は交付条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の取消し又は変更をしたときは理由を付して、補助団体に対し、大館市まちづくり団体事業費補助金取消(変更)通知書(様式第8号)により通知しなければならない。

3 前項の場合において、取消又は減額変更に係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、大館市まちづくり団体事業費補助金返還命令書(様式第9号)により、その返還を命ずるものとする。

(庶務)

第17条 この要綱による庶務は、総務部企画調整課が行う。

(雑則)

第18条 補助金の交付については、大館市補助金等の適正に関する規則(昭和62年規則第8号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

2 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行月日)

- 1 この要綱は、決裁のあった日から施行する。
- 2 平成17年5月31日以前に実施する事業においては、第7条中「事業開始の1ヵ月前までに」とあるのは「事業開始の2週間前までに」と読み替えるものとする。

附 則(平成24年3月30日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月20日）

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日）

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

附 則（令和2年1月27日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。